無線 LAN ルータレンタルオプション利用規約

第 1 条　（総則）

1. 株式会社ケーブルテレビジョン島原（以下「当社」といいます）は、当社のインターネットサービスの加入者（以下「加入者」といいます）を対象に提供する「無線 LAN ルータレンタルオプション（以下「本サービス」といいます)」に関して、当社所定の申込み手続きを完了し利用するもの（以下、「利用者」といいます）に対し、以下の通り利用規約（以下「本規約」といいます）を定めるものとします。
2. 利用者は本規約の他、当社インターネットサービス契約約款（以下「約款」といいます）が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については、約款が適用されます。
3. 当社は、本サービスの利用者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第 2 条　（利用申込）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約及び契約約款を承諾し、当社所定の手続きを経て当社に申込むものとします。
2. 本サービスの利用にあたり、無線 LAN 機能内蔵端末（無線 LAN 内蔵パソコン、無線 LAN 内蔵携帯端末等）が必要となります。
3. 当社は、申込者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込みを承諾しないことがあります。
   (1) 申込者が実在しない場合、または、その恐れがある場合
   (2) 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合
   (3) 申込者が、当社のインターネット接続サービスの加入者でない場合
   (4) 当社の各種サービスにおいて利用料の支払いを怠っている場合、または、怠る恐れがあると当社が判断した場合
   (5) 申込者の支払口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合
   (6) 当社が、申込者を利用者とすることが技術上著しく困難である、または業務の遂行上著しい支障があると判断する場合
   (7) その他、当社が申込者を利用者とすることを不適当と判断する場合

第 3 条　（最低利用期間）

1. 本サービスの最低利用期間は、料金発生月より 12 ヶ月とします。
2. 最低利用期間に満たずに解約する場合、残余の期間に対応する利用料の額を、当社が定める期日までに一括して当社に支払うものとします。

第 4 条　（料金）

1. 本サービスの利用料金は、当社が別途定めるところによります。
2. 本サービスに係る利用料金等は、インターネット接続サービス利用料と共に当社指定の方法でお支払いいただきます。
3. 本サービスが理由の如何を問わず解約となった場合は、解約月の利用日数にかかわらず、解約月を含む月単位の利用料金を支払うものとします。

第 5 条　（サービスの提供）

1. 本サービスは、当社の保有する無線 LAN（Wi-Fi）機能を内蔵した接続装置（以下「無線 LAN ルータ」といいます）を利用者に貸与するサービスです。
2. 無線 LAN ルータ設置作業は、当社にて行います。
3. 本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売される IEEE802.11b/g/n 準拠（Wi-Fi 対応）の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

第 6 条　（無線 LAN ルータ）

1. 利用者は無線 LAN ルータから LAN ケーブルによる有線接続､及び無線 LAN 接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。
2. 利用者は必要に応じて、当社から指定された識別符号により無線 LAN ルータの設定を行うことができます。但し、利用者が変更した無線 LAN ルータの設定に関して、当社は通信の保証を行いません。
3. 本サービスは、暗号化技術を用いた接続を推奨します。無線 LAN ルータの脆弱性によって利用者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 無線 LAN ルータは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した無線 LAN ルータの設定を復元することはできません。
5. 当社は、利用者宅無線 LAN ルータの障害の切り分けのため、無線 LAN ルータの設定変更、及び設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、または、当社にて実施する場合があります。
6. その他、無線 LAN ルータの扱いは、約款に準じます。

第 7 条　（接続設定）

1. 無線 LAN ルータ接続後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行っていただくものとします。
2. 利用者端末等には、DHCP（Dynamic Host Configuration Protocol）によりネットワークアドレス（IP アドレス）を取得する設定を行うものとします。
3. 利用者が無線 LAN 接続を行う場合､当社が設定した WPS（Wi-Fi Protected Setup）方式及び SSID（Service Set Identifier）、WPA（Wi-Fi Protected Access）暗号キーの入力による方式によって、無線 LAN ルータに接続するものとします。
4. 本サービスは、全ての通信機器の無線 LAN 接続を保証するものではありません。

第 8 条　（無線 LAN ルータの故障等）

1. 利用者の責によらない無線 LAN ルータの故障は、無償にて交換いたします。
2. 利用者の責による無線 LAN ルータの故障・破損及び紛失については、別表に定める代金をお支払いいただくものとします。
3. 無線 LAN ルータを交換した場合は、ＳＳＩＤ、暗号キーが変更になります。

第 9 条　（サービスの解約）

1. 本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を通知していただくものとします。
2. 本サービスは、インターネット接続サービスの付加（オプション）サービスとなりますので、インターネット接続サービス解約時には、本サービスもあわせて解約となります。

第 10 条　（責任の範囲）

1. 本サービスを提供するにあたり、当社の故意または明らかに当社の重大な過失による損害を除き、利用者に損害を与えた場合、当社は一切の責任も負わないものとします。
2. 本サービスを提供するにあたり、当社の設置する無線 LAN ルータ以降の利用者端末の故障は、当社は一切の責任も負わないものとします。
3. 本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続､データの改ざん･漏洩､機器の破損等について、当社は一切の責任も負わないものとします。

第 11 条　（その他）

本サービスの特性上、利用者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。

附則

この規約は平成 26 年 4 月 1 日から適用されます。

別表

内容	金額（税込）
無線 LAN ルータ　月額利用料	216 円
無線 LAN ルータ（故障・破損・及び紛失等）	3,240 円（1 台）

※上記金額は消費税（税率８％）込みとします。